

地域計画変更の流れ

内 容		手続者	期 限
①	地域計画変更申出書の提出 ※添付書類（登記事項証明書（写）、公図（写）、位置図、事業計画書等）	申出者→市	<u>毎月25日</u>
			
②	地域計画変更案に対する意見聴取	市⇄関係機関	原則 1 日～15 日
			
③	地域計画変更案の公告	市	原則 16 日～ 2 週間
			
④	地域計画変更の公告（完了公告）	市	案の公告期間終了後速やかに

※色塗り部分が「申出者」が手続きする部分になります。

※上記以外に不明な場合等、下記までお問い合わせください。

※地域計画変更の公告をもって農地転用の申請が可能となります。

問い合わせ先：北秋田市役所 産業部 農林課 農業振興係

TEL：0186-62-5514／FAX0186-62-5551